

公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りについて

公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りについて

1 高額介護サービス費について

1 か月に利用した介護保険サービスの利用者負担額（1 割から 3 割）が、所得区分ごとに設定された上限額を超える場合に、超えた金額を支給する制度。

2 公費負担医療

感染症や難病の患者、生活に困窮している社会的弱者、精神障害や公害により健康被害を受けた人などを対象として、医療費の全部または一部を国や地方自治体が負担する医療費助成制度。

3 算定誤りの概要

介護保険システムで高額介護サービス費を算定する際、難病等による公費負担医療対象者が、厚生労働省で定める公費負担がある介護保険サービス（例：訪問看護等）を利用したときの利用者負担額を対象に含めずに計算していたため、支給額に不足が生じたもの。

例) 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する「特定医療」の対象で、非課税世帯（年収 80 万円以下）の方

【利用者負担割合が 1 割、利用者負担上限額が 15,000 円、公費負担医療利用者負担上限額が 2,500 円の場合】

公費負担の有無	利用介護保険サービス	費用総額	介護保険給付額	9 割		利用者負担額
				公費負担医療支給額	公費負担医療利用者負担額	
なし	訪問介護	70,000 円	63,000 円			(A) 7,000 円
なし	通所介護	100,000 円	90,000 円			(B) 10,000 円
あり	訪問看護	100,000 円	90,000 円	7,500 円	(D) 2,500 円	(C) 0 円

① 誤った算定(現在のシステム)

利用者負担額			利用者負担額の合計	利用者負担上限額	高額介護サービス費支給額
(A) 7,000 円	(B) 10,000 円	(C) 0 円	17,000 円	15,000 円	(ア) 2,000 円

② 正しい算定

利用者負担額		公費負担医療利用者負担額	利用者負担額の合計	利用者負担上限額	高額介護サービス費支給額
(A) 7,000 円	(B) 10,000 円	(D) 2,500 円	19,500 円	15,000 円	(イ) 4,500 円

③ 差額 (イ) - (ア) = 4,500 円 - 2,000 円 = 2,500 円(追加支給)

4 追加支給対象

対象期間：平成 27 年 4 月利用分～令和 4 年 1 月利用分（支給済み分まで）

対象者：6 世帯 6 人

対象金額：14,916 円

5 他の事業への影響について

高額医療合算介護サービス費等にも影響が及ぶ可能性があることから、こちらについても調査を進めており、追加支給が必要な場合は別途お知らせをします。

6 再発防止策

法令の解釈の徹底、システムの改修に当たっては、支給適用条件の確認を確実に行うとともに、検証作業においては複数でチェックを行うなど体制を強化することにより、再発防止に努めます。